

過去に当基金の助成事業を受けたボランティア団体が一般社団法人になったことから助成対象団体ではなくなった。他都市では一般社団法人にも助成しているところもある。このことから一般社団法人についても対象団体として拡充してほしい旨要望があり、当基金運営委員会に諮っていただきたい。と発言。（要望書提出されたものでなく発言等聞き取り）

一般社団法人と NPO 法人の違い

インターネットより資料抜粋

	一般社団法人	NPO 法人
設立手続き	設立登記のみ	所轄庁の認証後、設立登記
設立時資金（基金）	不要	不要
設立者数	2人以上	10人以上
理事数	1人以上	3人以上
監事数	1人以上（理事会設置の場合）	1人以上
会計監査人数	原則不要	不要
公証人手数料	50,000 円	不要
登録免許税	60,000 円	不要
所轄庁	なし	都道府県庁又は指定都市
監督	なし	都道府県庁又は指定都市
許認可	なし	認証
設立期間	2 週間～3 週間程度	4 ヶ月～6 ヶ月
社会的信用	低い	高い
課税	全所得課税と収益事業課税に区分	収益事業課税
税率	会社と同じ	会社と同じ
寄付金優遇	非営利型の場合、優遇アリ	なし
報告	なし	毎年度所轄庁に提出

法人格取消し	休眠の場合解散	認証取消しの場合解散
--------	---------	------------

設立当時運営委員会で決定された内容抜粋

【団体登録】

1 <助成対象団体>

- NPO 法人（法人は、NPO 法人のみとする）

理由：当基金は、市民公益活動の促進と市民の寄附を通じた社会貢献意欲の高揚を目的としており、その目的を達成するのに最もふさわしい法人は NPO 法人と考えるため、NPO 法人のみを対象とする。

- ボランティア団体
- 地域団体

2 政令指定都市の状況

- NPO 法人のみ

（福岡市、横浜市、大阪市、堺市、熊本市）

- 一般社団法人特例

（札幌市）：法令等を根拠に組織されている団体であっても一般社団法人及び一般財団法人並びに地域社会の発展に寄与することを主たる目的とし、地域住民組織と一体となって活動を行う団体としている。

（広島市）：助成対象となる団体の条件を営利目的とせず、宗教・政治活動を主たる目的としない公益を目的とする活動を行う団体としている。

- 法人格を要件としていない

（岡山市、さいたま市、静岡市、相模原市、浜松市）

3 事務局の考え方

平成 24 年度から当基金の運営委員会で決定した助成対象団体を変更するにはそれなりの理由が必要と考えており、要望された団体発言からすると「助成金をもらえない」「他都市では一般社団法人にも支援している」の理由では不十分である。

また、他の団体からの要望もない状況。

しかしながら、市民公益活動の実施に対する支援は非営利を条件とし活性化をはかることは重要と考える。

このような状況の中、限りある寄附金を活用する当基金のあり方について研究することから、一旦団体登録は行い、非営利を条件とし、札幌市のように地域住民組織と一体となって活動を行うような団体の取組についてのみ審査対象とし、助成をするか否かについては審査会で判断をいただく。